

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

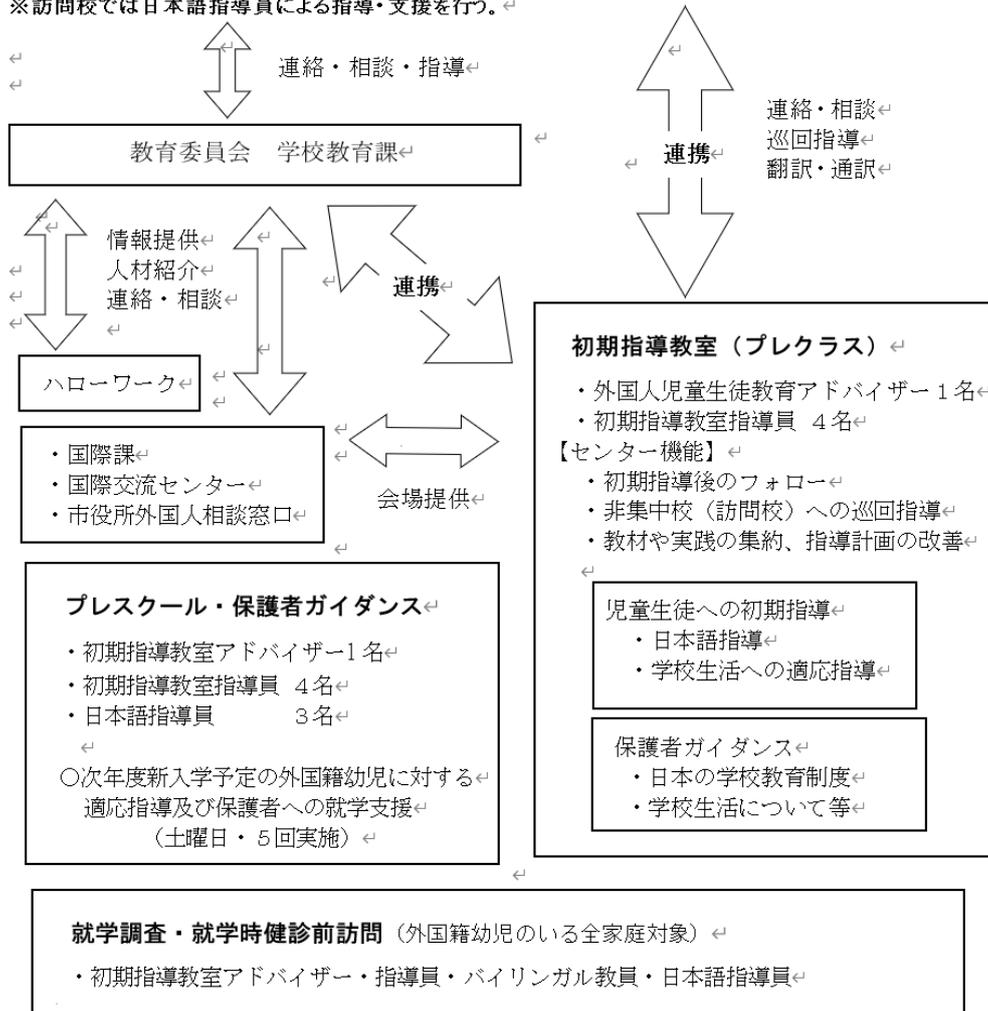
地方公共団体名【群馬県太田市教育委員会】

令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

西中ブロック 中 小 集中校*1校 1校 訪問校 0校 1校	北ブロック 中 小 集中校 0校 0校 訪問校 0校 1校	東中ブロック 中 小 集中校 1校 2校 訪問校 0校 1校	南中ブロック 中 小 集中校 1校 3校 訪問校 0校 0校
宝泉中ブロック 中 小 集中校 1校 2校 訪問校 1校 0校	旭中ブロック 中 小 集中校 1校 1校 訪問校 0校 0校	新田ブロック 中 小 集中校 0校 2校 訪問校 0校 1校	敷塚ブロック 中 小 集中校 0校 0校 訪問校 1校 2校

※集中校には国際教室を設置し、バイリンガル教員・日本語指導員による指導・支援を行う。  
 ※訪問校では日本語指導員による指導・支援を行う。



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(※必須実施項目)

- ・外国人児童生徒教育部会の実施(年2回)
  - 4月:市教委担当より「特別の教育課程の編成」と「個別の指導計画の作成」について説明  
今年度のブロック別テーマ(指導目標)の決定
  - 2月:ブロックごとの国際教室担当者による実践報告会の実施

(2) 学校における指導体制の構築(※必須実施項目)

- ① 日本語の初期指導、日本の学校への適応指導
  - ・初期指導カリキュラムに沿った編入学児童生徒への初期日本語指導や学校生活への適応指導(40日間)
- ② 外国人保護者へのガイダンスの実施
  - ・初期指導教室(プレクラス)に通室する児童生徒の保護者を対象とした日本の教育制度や学校についてのガイダンスの実施と必要に応じての教育相談
- ③ 初期指導カリキュラムの改訂
  - ・子どもの発達段階や習熟の度合いに応じてカリキュラムの改訂をしながらの指導
- ④ 通室中や修了後のフォロー
  - ・受入校への情報提供のための評価シート作成及び、児童生徒の経過観察のための巡回指導
- ⑤ 外国人児童生徒教育のセンター的機能
  - ・外国人児童生徒教育に関連する教材教具の整備と作成

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施(※必須実施項目)

- ・外国人児童生徒教育部会でその意義と個別の指導計画作成のための説明。市教委への提出を依頼。

(4) 成果の普及(※必須実施項目)

- ・近隣地域及び県内外の集住地域等への情報発信
- ・太田市外国人児童生徒教育の取組をまとめた冊子「共生」の配布
- ・「特別の教育課程」による国際教室の授業公開
- ・初期指導教室プレクラスや市内小学校の国際教室等への取材や視察への対応

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール【重要実施項目】

- ・プレスクール・保護者向けオリエンテーションの開催
- ・新入学予定の外国人児童に対し、初期の日本語指導と日本の学校生活適応指導
- ・外国人保護者に対し、資料や映像で日本の学校制度や学校生活について母語での情報提供

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・バイリンガル教員の配置(外国人児童生徒の多い学校)
- ・バイリンガル教員・日本語指導員の巡回指導(外国人児童生徒の少ない学校)

(13) その他(就学調査・就学時健康診断前訪問)

- ・次年度入学予定の外国籍の家庭への母語による電話連絡、就学の意味確認と就学時健康診断の案内。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(※必須実施項目)

- 他校の実践事例からよいアイデアを得ることができ、自校での取り組みに生かすことができた。
- 校種別の取り組みに分かれているため、小中連携の視点を取り入れていかなければならない。
- 各校の外国人児童生徒の数に差があるため、ブロックごとだけではなく、同じ状況の学校同士の連携を密にしていきたい。

(2) 学校における指導体制の構築(※必須実施項目)

- 初期日本語指導や学校への適応指導を指導計画に基づいて行うことで、児童生徒に計画的に日本語の学習を積み重ねることができ、学校生活への不安や戸惑いを軽減することができた。
- 保護者ガイダンスを行い、日本の学校制度や学校生活、行事等について説明したり、必要に応じて教育相談を行ったりすることで、日本の学校への理解も深まり、就学にあたっての不安を軽減できた。
- 児童生徒の実態に応じて指導計画を見直すことで、より適切な指導を系統的に行うことができた。
- 個人評価表や日本語習得チェックシートを作成し、引き継ぎを丁寧に行ったことで、受け入れ校と連携をとりながら児童生徒への指導にあたることができた。
- 初期指導教室(プレクラス)の指導計画や教材、評価表等は、研修会の際に国際教室担当教員をはじめ、バイリンガル教員・日本語指導員にも周知し、学校の日本語指導との連携に努めた。

- 送迎ができないこと(仕事の都合、運転免許未取得)で通室を断念する児童生徒の支援が難しい。
- 日本語指導を必要とする児童生徒の居住地域が散在化しており、スクールバスの運行や第二初期指導教室設置等の検討が必要である。
- 多言語化する児童生徒の指導に人員配置等対応しきれない。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

○年度初めの外国人児童生徒部会で、国際教室担当教員に「特別の教育課程」についての説明と個別の指導計画作成と提出及び実施について周知することで、個別の指導計画を指導に生かすことができる。

- 年度ごとに担当者が替わることもあるので、今後も「特別の教育課程」による日本語指導についての研修を継続していく必要がある。

(4) 成果の普及 (※必須実施項目)

○市内小・中学校への周知や集住地域等からの問い合わせ等に対し、冊子「共生」を用いて説明することで、太田市の外国人児童生徒教育の理解と情報提供に努めることができた。

○新聞や広報等で、初期指導教室プレクラスや国際教室、進路ガイダンスが紹介されたことで、太田市の外国人児童生徒教育を広く周知することができた。

- さらに外国人児童生徒への適切な対応をするために、さまざまな関係機関との情報交換を行い、連携をさらに深めていく必要がある。

- 今後は初期指導教室プレクラスや学校現場への負担を考慮して視察や取材への対応をしていくことが必要である。

(6)小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール【重点実施項目】

○参加した外国籍幼児への日本語指導や保護者向けオリエンテーションは、毎年アンケート結果から非常に高い満足度であることがわかる。

- プレスクールへの参加が必要な家庭については、就学時健診等の機会に直接参加を呼びかける等の工夫が必要である。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○母語で話せる支援員がいることにより、学習面だけでなく、悩み事を相談するなど、児童生徒の精神的支えになっている。

○バイリンガル教員・日本語指導員による通訳・翻訳で、担任や保護者との連携を図ることができる。

- 多言語化・散在化により、十分なサポートができていない児童生徒がいる。

(13) その他〈電話による就学時健康診断案内と就学前調査〉\*R3は新型コロナウイルス感染拡大防止のため戸別訪問の代わりに電話連絡・資料送付

○新年度入学を迎える外国籍幼児のいる家庭へ、就学時健康診断前に母語による電話連絡を行うことで、学校と保護者双方に必要な情報を提供することができた。

- バイリンガル教員や日本語指導員による電話連絡・資料送付をするにあたっては、本来の学校業務の他に、多くの時間と労力が必要である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	15人 (9園)	349人 (19校)	133人 (12校)	3人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		211人 (14校)	62人 (7校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・「特別の教育課程」による日本語指導の実践発表や情報交換
- ・個別の指導計画の作成と実施に関わる児童生徒の日本語能力評価に関する共通理解

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。